

令和6年度 就学援助追加申請のご案内

国東市教育委員会

国東市では、経済的な理由によりお子様の就学がお困りのご家庭を対象に『就学援助費』を支給しています。受給を希望される方は、下記内容をご確認のうえ、お手続きください。

1. 受給対象者

現在国東市にお住まいで、お子様が市内の小・中・義務教育学校に通われており、以下のいずれかに当てはまるご家庭。

- 生活保護を受けているご家庭
- 年間の総収入が教育委員会の定める基準以下(下記参照)であり、教育委員会が受給者として認めたご家庭【参考モデルケース】

世帯人数	家族構成	基準額
2人	母、子(小学生)	約246万円以下
2人	母、子(中学生)	約259万円以下
3人	父、母、子(小学生)	約283万円以下
4人	父、母、子(中学生)、子(小学生)	約335万円以下
5人	父、母、祖母、子(中学生)、子(小学生)	約350万円以下

※世帯人数、家族構成で基準額が変わります。

2. 支給内容

年間の総支給額は以下のとおりとなっており、1・2・3学期に分けて支給します。

	支給額	小学校	中学校	義務教育学校
①学用品費	11,630円	1～6年	—	1～6年
	22,730円	—	1～3年	7～9年
②校外活動費	1,600円	1～6年	—	1～6年
	2,310円	—	1～3年	7～9年
③通学用品費	2,270円	2～6年	2～3年	2～4年、6～9年
④新入学学用品費	54,060円	1年	—	1年
	63,000円	—	1年	5年
⑤学校給食費	実費の8割	全学年対象		
⑥修学旅行費	22,690円	6年	—	6年
	60,910円	—	3年	9年
⑦医療費	実費	全学年対象		
⑧スポーツ振興センター災害共済掛金	実費	全学年対象		

※生活保護を受けているご家庭は、⑥・⑦・⑧のみとなります。(①～⑤は教育扶助から支給されるため)

※④は令和6年4月15日までに申請いただいた小学校新1年生、中学校新1年生、義務教育学校新1・5年生がいるご家庭が対象となります。なお、他の自治体から転入された方で、既に④を受給されていた場合は支給ができません。また、④を受給後に、入学または進学・進級までに国東市外へ転出された場合には返還していただくことになります。

※⑤は現金支給ではなく、本来納付していただく額からあらかじめ8割を差し引くことで支給したものとします。

※⑥は修学旅行が実施される日までに申請のあった方を支給対象としています。

※⑦は学校内で行われる健康診断にて発見されたう歯の治療のみ対象となります。利用される場合は、マイナンバー等の書類提出やお手続きが必要です。

※⑧は令和6年4月15日までに申請され、認定となった方が補助対象となります。

※中学2年生・義務教育学校8年生は、2学期分の支給時に学習のための参考書購入費として1万円支給します。(学校で購入するものに限る)

※令和6年4月16日以降に申請され、認定となった方の支給額については、申請月から月割で算定した額を支給いたします。(申請月については、3.申請手続きについてをご覧ください。) なお、④のみ日割で算定いたします。

3. 申請手続きについて

就学援助の申請をされる方は、各学校または国東市教育委員会(アストくにさき3F)にて『令和6年度就学援助費受給申請書兼世帯票』をお受け取りください。申請書にご記入のうえ、必要書類を添えてお子様が現在通われている学校へご提出ください。なお、申請は随時受付しており、令和6年度の締切は令和7年3月14日(金)となっております。また、**毎月16日を申請月の切り替え日としております**ので、申請を希望される方はあらかじめご注意ください。

※小・中学校で兄弟姉妹がいる場合は、長子の通われている学校へご提出下さい。

※申請月の切り替え日について、15日までに申請いただいた場合は当月での申請受付となりますが、16日以降に申請された場合は、翌月の申請受付といたします。申請月は、支給のための月割計算等に関わります。

(【例】5月16日～6月15日に申請⇒6月申請分/6月16日～7月15日に申請⇒7月申請分)

4. 申請のための書類について

必要書類は以下のとおりとなります。世帯によって提出書類が異なりますので、内容をご確認のうえ、ご提出ください。

■提出書類について

1. 生活保護を受けているご家庭...①、④、⑤

2. 年間の総収入が教育委員会の定める基準以下のご家庭...①、②、③(※該当者のみ)、④

①『令和6年度就学援助費受給申請書兼世帯票』(各学校・教育委員会にてお渡ししております)

- ・小・中学校で兄弟姉妹がいる場合、1枚の申請書にまとめてご記入ください。
- ・申請書には、現在の家にお住まいの方全員をご記入ください。
- ・申請者と口座振込希望者は同一人物としてください。

②同一生計世帯全員の『所得・課税証明書』(市役所・各支所にて発行しております)

- ・生計を別にしていたり、世帯が分離していても、同じ家にお住まいであれば生計を同一として算定します。(世帯分離している場合、所得証明は各々取得していただくか、委任状が必要となります)
- ・②は昨年の収入状況となっているため、現在のご職業が変わられたりなど状況に変化があれば、①の申請理由9.その他にご記入ください。(例：退職したため、収入が少なくなっている等)

③『遺族年金、障害年金、児童扶養手当』等の受給金額がわかる書類のコピー (※該当者のみ)

- ・コピーから受給金額が確認できない場合、再度ご提出いただく場合があります。ご了承ください。

④振込を希望する申請者本人の口座の通帳またはカードのコピー

- ・必ず申請者本人の名前(カタカナ)と口座番号の書かれたコピーをご提出ください。
- ・振込先は、申請される方と同一の名義としてください。

⑤生活保護受給証明書のコピー

5. 支給時期

◎第1期分支給：2024年7月予定

◎第2期分支給：2024年12月予定

◎第3期分支給：2025年2月予定

- ・新入学用品費(対象学年のみ)：2024年3月予定
- ・修学旅行費(対象学年のみ)：修学旅行実施前予定

6. お問い合わせ

国東市教育委員会 教育総務課 学務係

〒873-0503 国東市国東町鶴川160番地2 (☎0978-73-0066)